

第14回 安来市農業委員会議事録

平成30年8月21日 午後2時00分 第14回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	北中 宏一君	2 番	武上 隆雄君	3 番	杉原 建君	4 番	木戸 芳己君
5 番	仲佐 久子君	6 番	北川 正幸君	7 番	安松 智君	8 番	藤原 明紀君
9 番	増田 和夫君	10 番	板垣 裕志君	11 番	新田 里恵君	12 番	塩見 秀雄君
13 番	板金 悟君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	16 番	岡田 一夫君
17 番	吉村 正君	18 番	齋藤 哲君	19 番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成30年8月21日 1日
日程第 3	議第54号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第57号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第52号 農地法第18条の規定による通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第14回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、
第14回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議 長：岡田 一夫君

日程第 1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第 13 条により 11 番 新田委員、12 番 塩見委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君

日程第 2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日 1 日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日 1 日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君

日程第 3 議第 54 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2 ページをご覧ください。議第 54 号 農地法第 2 条の規定による非農地証明願について このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3 ページに案件の内容、4 ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1 件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1 番は、かつては養蚕を行っていましたが、申請者の先代のころ廃止しました。その後は農業用機械が入らないことから昭和 35 年ごろから耕作をしなくなり、雑木が繁茂し、現在にいたるものです。非農地証明事務取扱基準の（3）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1 番の案件について 9 番 増田委員 お願いします。

9 番 増田 和夫君

9 番 増田です。4 ページの位置図で説明いたします。上の方に 9 号線が通っております。その下に J R 山陰線が通っております。山陰本線の荒島駅から西へ約 400 m 行き、南へ約 200 m 入った、地図では右の方に工場がありますが、その上の県道荒島停車場線から 200 m 入ったところが現地でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査について 3 班からの調査報告を 11 番 新田委員 お願いします。

11 番 新田 里恵君

11 番 新田です。今月の調査班は 3 班で、8 月 17 日 2 時より北川班長、藤原委員、増田委員、渡邊委員、佐々木委員、事務局より堀江係長と私、新田で現地調査を行いました。非農地証明の案件は、5 筆

出ておりまして、荒島町字白岩2930番の田で、109㎡、同じく2929番、畑で247㎡、同じく2929番続1、234㎡、同じく2927番、429㎡、荒島町字澤坂3272番続1、16㎡の計5筆、1,035㎡の説明を増田委員より受けました。昭和35年ごろに養蚕をやめられたこと、また農業用機械が入る耕作道もなく、荒廃し山林となっていました。周辺に農地もなく、工場のフェンスが下側の方に囲まれており、周辺に影響を与えることはないとは判断いたしました。非農地は妥当ではないかと判断いたしましたので、委員の皆さんの審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

調査班の報告が終わりました。地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第55号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第55号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約3kmで隣接農地も譲受人が耕作しています。農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

2番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約1kmで隣接農地も譲受人が耕作しています。農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、荒島町字松崎1659番3は無償、荒島町字松崎1660番1は10aあたり30,000円です。

3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについ

ては、通作距離約300m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり100,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。番号1について説明いたします。まず場所ですが、飯梨川下流の東赤江大橋より、西堤防を下流へ100mほど行った地点から、農道を西へ200m行った地点が申請地でございます。譲受人は23,061㎡の耕作面積を意欲的に耕作に取り組んでおられます。この所有権移転に伴う他への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 9番 増田委員 お願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。2番案件のまず場所ですが、国道9号線と県道広瀬荒島線の交差点から北に約1.5km行きますと中海に突き当たります。突き当たった護岸道路を西に約800m行ったところが申請地でございます。譲受人は13,686㎡の農地を耕作しておりまして、隣接農地も譲受人が耕作しておりますので、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 12番 塩見委員 お願いします。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。3番案件の場所の説明からいたします。伯太庁舎の前を主要地方道安来伯太日南線が走っておりますが、これを約7km弱、井尻方面に上がっていただきますと、道路の右側に今回の申請地があります。申請人は13,969㎡の農地を意欲的に耕作しております。今回の申請地も申請人の隣接する農地であり、他に影響を及ぼすことはないと考えますので、委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第 5 議第56号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7ページをご覧ください。議第56号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページから10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の設定は所有権の移転です。申請者の世帯は現在、伯太町地内の実家で夫婦と子供2名の4名で同居しています。子供の成長と家族が1名増えることから現在の居住が狭く、また同一敷地内では増改築の面積が確保できないため住宅の建設を計画しました。伯太町母里地区で農地以外の適地を探しましたが、困っていたところ、譲渡人の了解を得られたため、当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、3,000,000円です。

2番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、太陽光発電事業を行う事業者です。市内で7,320㎡の太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。今回は農振除外を受けた14筆7,320㎡のうち、第2期として2筆1,020㎡に設置するものです。第1期として4筆2,306㎡への設置は、5月21日開催の第9回農業委員会において審議、許可されています。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、2,800,000円です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 15番 佐々木

委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木でございます。9ページの位置図を見ていただきたいと思います。番号1について場所の説明をいたします。伯太庁舎の横を安来伯太日南線が走っております。庁舎前の信号から南に向けて200m行っていたいただいたところに、小さな四つ角がございまして、その左側に旧商工会の建物がありますが、そこを左に折れていただいて、70m左の方に行ったところが申請地でございます。よろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 3番 杉原委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。番号2の場所の説明をいたします。伯太庁舎を出まして県道安来伯太日南線を安来方面へ進み、大塚町の三叉路を左折し、県道米子広瀬線を50m行ったところを左折し、その地点より大塚交流センター前を通り、殿河内町方面へ700mほど行った市道沿いが申請場所です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査について3班からの調査報告を11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。1番案件について説明いたします。伯太町東母里464番7、田、201㎡同じく464番8、田、64㎡、計2筆265㎡、同じく東母里464番9、田、235㎡、合計3筆の説明を板金委員、塩見委員、北中委員、佐々木委員より受けました。転用目的は個人住宅です。申請人は実家に夫婦と2人の子供と4人家族で同居しておられましたが、3人目の誕生の予定もあり、子供の成長により手狭になり、自宅敷地には家を建てるスペースもなく、同じ伯太町母里地内で土地を探しておられましたが、宅地では適切な場所が見つからず、申請地は3筆に分かれて狭く農作業効率も悪い農地であったため、地権者と折り合いがつき選定されました。事業内容は木造2階建住居116㎡、車を2台所有しておられ、子供の保育所等への送迎を親夫婦に依頼するために、来客用と合わせて4台分の駐車場スペース、外部倉庫1棟12㎡、あとは庭として使用されるそうです。用排水の処理方法は、汚水は集落排水に排水され、雨水は申請地南側の既存の水路に排水されます。土地の造成は水田に接する側三方、南、北、西にはL字コンクリート擁壁で土砂が流出しないようにされます。造成される高さは道路より30cm上げて盛土造成されます。道路の進入路側は水路を付けられます。隣地の同意書、水利権の同意書、土地改良区の意見書は付いておりました。周辺農地に影響を及ぼすことはないと考え、調査班としては許可妥当ではないかと判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて2番案件の説明をいたします。申請地は安来市大塚町字丸山899番、畑、561㎡、同じく字丸山898番1、畑、459㎡の2筆につき杉原委員より説明を受けました。転用目的はソーラー発電で、5月21日に審議された第2工期分です。太陽光発電設備としてパネル288枚を設置されます。パネルは4段20°の架台を設置するためには、間隔を1.6mあける必要があり、地積面積1,020㎡のうち建築面積471㎡に288枚のパネルを設置されます。農振除外した全体14筆のうち本申請地の2筆を第1期の第2工期として設置します。用排水の処理方法は、雨水処理は自然流下とし、申請地の周りは道路に囲まれており、周辺農地に与える影響はないものと思います。調査班としては許可妥当ではないかと判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 議第57号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

11ページをご覧ください。議第57号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、14ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、すべて賃借権によるもので、15件、総面積が7,445㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 種田 容子君

失礼します。議第57号についてご説明いたします。詳細は15ページです。今月の利用集積計画ですが、借受人が2名おり、お二人とも新規就農の方です。それぞれ下坂田町等において認定新規就農者としてイチゴで新規就農されます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

次に、1 番から8 番の案件については、新規就農者の案件になりますので、安松農業振興対策委員長の報告を求めます。

7 番 安松 智君

7 番 安松でございます。今月の農地利用集積計画は2 名の新規就農の方がおられまして、この2 名の農業経営計画につきまして、8 月17 日午後1 時から農業対策委員会を開催し、営農計画について農林振興課の係長から説明を受け、それについて協議いたしましたので報告させていただきます。1 番案件から4 番案件の借受者は県外からのI ターン者で、1 年間の体験研修及び1 年間の実践研修をした上で、今回4,259 ㎡の農地を借り、その中で1,440 ㎡のリースハウスでイチゴの高設栽培を開始したいということでございます。労働力は本人と奥さんの2 名とパートで、観光農業を主体とした経営を計画しておられます。また、5 番案件から8 番案件の借受者も県外からのI ターン者で、同様に1 年間の体験研修及び1 年間の実践

研修の上、今回の3, 186㎡の農地を借りて、1年目は同様にリースハウスで土耕のイチゴ栽培をし、その後、空いていく空き家ハウスを借りて5年後には5, 829㎡に規模拡大していきたいという計画を持っておられます。労働力は本人1人とパートを活用するということでございます。この2名の新規就農者は、いずれも経営が安定する前の5年間は就農給付金を活用するという予定になっております。この2名の就農計画につきましては、来週開催されます認定就農者の審査会、この審査会は農業委員会の事務局長も含め、関係機関のメンバーによる審査会のようにございます。この審査会で経営の内容等について審査されることになっておりますので、当委員会で新規就農者としての妥当性の良否を判断するものではないと判断し、意見を申し述べるに留めることにいたしました。安来市の主要産物であるイチゴの維持のために頑張してほしいという意見や、就農給付金が無くなる6年目以降の家計費を節約してほしいというような意見がございました。いずれにしてもこの2名の計画については、妥当ではないかというような見方をしております。なお、この2名の経営面積は50a未満でございますが、施設園芸での新規就農者に限り30a以上を基準としていることから妥当と判断いたしました。以上、農業振興対策委員会の協議内容について報告させていただきました。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

19番 渡辺 和則君

はい。

議長：岡田 一夫君

19番 渡辺委員。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。1番案件の譲渡人の耕作面積ですが、これが0とはどういうことでしょうか。

農林振興課 種田 容子君

こういったケースは、他の人に貸付けていたり、或いは今回あげた筆が最後であったりする場合で、この方が所有しておられないわけではございません。

19番 渡辺 和則君

その方の名義ではないということですか。

農林振興課 種田 容子君

名義ではないということではなく、すでに他の方に貸付けていたら、その人は耕作しておられないということで、所有の関係はその方の名義であります。1番の方は2筆を出されることになっていますが、この2筆を今回貸付けするとこの方の耕作面積が無しになるわけで、所有していないわけではなく耕作をしておられないということです。

19番 渡辺 和則君

耕作をされてないので0ということですか。

農林振興課 種田 容子君

所有が書いてあるわけではありませぬので。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤です。耕作するとかしないとか、人に貸付けているとかではなく、結局ここには貸し付ける

面積が653㎡と290㎡あるわけで、許可が出た後に新規就農の方に移るわけだから、今の時点では耕作面積に計上するんじゃないですか。

農林振興課 種田 容子君

現在のシステムでは、議案を作成しますとこういった形式にしか設定されておりません。

18番 齋藤 哲君

確定しているわけではないでしょう。結局今までの議案書と今回の議案書は整合性がとれていないから、今まではそういうのはなかったから。

農林振興課 種田 容子君

今までもありました。議案に申請の土地の状況で筆があがってきますと、もう土地が相手方に移動したというような形になってきます。但し、相手方である譲受人の状況の欄には入ってこないのですが。

18番 齋藤 哲君

譲渡人の面積が多かったら、その中から譲受人への面積の移動は出てくると思うんですが、今回の0というのはあまりにもおかしいじゃないですか。

農林振興課 種田 容子君

システム上こういった表記にしかできないものでして。

18番 齋藤 哲君

システムがどうかではなくて、結局他人に貸していたら、一度解約をしないと次の人に移すことはできないのだから、人に貸しているから0だとかという回答の仕方はおかしいです。

議長：岡田 一夫君

もう一度その辺を整理して、0の人が貸せるというのはおかしいですので、一度審議を休憩します。休憩の間に話をまとめたいと思います。

～休憩～

議長：岡田 一夫君

会議を再開いたします。他に質疑はございませんでしょうか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

16ページをご覧ください。報第51号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このこと

について、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。17ページから20ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第8 報第52号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

21ページをご覧ください。報第52号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。22ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、2件で、すべて農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については報告事項ですので、以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第14回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 2時55分)